業務委託契約書(案)

茨城県立中央病院(以下「甲」という。)と、

(以下「乙」と

いう。)とは、自動ドア保守点検業務について、次のとおり、委託契約を締結する。

(委託の目的)

第1条 甲は、自動ドア保守点検業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(契約の履行)

第2条 乙は、別添の仕様書及び甲の指示に従い、この契約を誠実かつ確実に履行しなければならない。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は、解除できる。

(委託料)

第4条 委託業務に要する費用(以下「委託料」という。)は、年額

円

(うち消費税及び地方消費税

円)とする。

(委託料の請求、支払い)

- 第5条 乙は、定期点検の実施ごとに委託業務の実施結果について甲の検査確認を受けた後、別表1の金額を甲に請求する。甲は、この請求により、委託料を支払うものとする。 ただし、令和8年度2回目の請求は、委託業務のすべてが完了し、甲の検査を受けた後に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙の適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内 に委託料を支払うものとする。
- 3 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号) 第8条第1項の規定に基づき財務大臣が、銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の 割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(業務責任者、従事者等)

- 第7条 乙は、委託業務の適切な実施を図るため、業務責任者を定め、書面をもって甲に 通知しなければならない。業務責任者を変更しようとするときも同様とする。
- 2 業務責任者は、委託業務の実施に係る業務の管理その他の乙が必要と認めて委任した 事項についての事務を処理するものとする。
- 3 乙は、委託業務に従事させる者(以下「従事者」という。)の名簿を甲に提出しなければならない。従事者を変更しようとするときも同様とする。
- 4 甲は、従事者のうち不適格者があると認めるときは、その旨を乙に通知して従事者の 交代を申し出ることができる。この場合、乙は、実情を調査のうえ、甲の申し出が正当 と認めるときは速やかに従事者の交代を行うものとする。

(再委託の制限)

第8条 乙は、書面により甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し、委託業務の一部 の実施を委託し、若しくは請け負わせてはならない。

(委託業務に基づく権利、義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて はならない。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、この契約の履行により知り得た相手方の秘密を第三者に漏らして はならない。この契約が終了し、又は解約された後も同様とする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第11条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う 恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は業務等への妨害)を受けた 場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(乙の従事者に対する責任)

第12条 乙は、委託業務従事者に対する労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他労務に関する一切の責任を負わなければならない。

2 甲は、前項の使用者責任及び委託業務の履行に関して生じた乙の従事者の災害については、一切の責任を負わない。

(協力義務)

第13条 甲は、データの提供等乙が委託業務を処理するために必要な協力を行うものと する。

(帳簿等)

- 第14条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。
- 2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完納の日から5年間保存するものとする。 (実地調査等)
- 第15条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務 の状況について実地に調査できるものとする。
- 2 乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示)

第16条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を 乙に指示することができるものとする。

(損害賠償)

- 第17条 乙は、委託業務の実施中に、乙の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する損害賠償の請求方法については、理由が発生した後、速やかに甲乙協 議のうえ定めるものとする。

(履行遅延の場合の違約金)

第18条 乙は、乙の責めに期すべき事由により契約の履行期限内に、この契約に基づく 業務を履行しないときは契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じ て、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀 行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納 めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその 全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り 捨てるものとする。 2 第1項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入 しないものとする。

(契約の解除)

- 第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
 - (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
 - (4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。
- 3 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。
- 4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既実施部分の割合に応じた委託料を支払うものとする。
- 5 甲は、第1項又は第3項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(談合その他不正行為による解除)

- 第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成 事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことに より、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条 の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付 命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占 禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令

(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。) に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となっ た取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件 について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該 納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当 するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条 第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 第19条第2項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。 (損害賠償の予定)
- 第21条 乙は、乙がこの契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当したときは、 甲の請求に基づき、契約金額の100分の15に相当する額を違約金(損害賠償の予定) として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙は、第1項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率を乗じて得た額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(疑義の処理)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議 して定めるものとする。 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 茨城県笠間市鯉淵 6 5 2 8 茨城県立中央病院長

 \angle

委託料一覧

実施期間	金額	うち消費税 及び地方消費税
令和6年度 第1回	円	円
令和6年度 第2回	円	円
令和7年度 第1回	円	円
令和7年度 第2回	円	円
令和8年度 第1回	円	円
令和8年度 第2回	円	円